LOCAL GOURMET
高根沢ローカルグルメ

お知らせ・注意事項

■申請書に必ず連絡が取れるメールアドレスをご記載ください

認定申請の手続き等の連絡は原則電子メールで通知します。 認定者を対象としたイベント出店や特設コーナーへの出品等のご案内も電子メールでご連絡しますので、 必ず連絡が取れるメールアドレスを記載してください

■認定商品の情報を毎年更新します

認定後、 商品の仕様変更や販売終了等を把握するため、 毎年情報の更新を行います
なお、 販売終了や認定要件から外れてしまう場合は、 認定取消となります

■町の事業やアンケートにご協力ください

「高根沢ローカルグルメ」に認定された商品は、 町の事業などで活用することがあります。
また、事業効果の測定や、食品・お土産などに関するアンケート等の協力をお願いする場合があります

ローカルグルメで目指す
高根沢町の新しいフード革命
あなたの申請求む！

申請書提出先・相談窓口

栃木県塩谷郡高根沢町石末 2053
商工観光課　産業政策係
TEL　028-675-8108
FAX　028-675-8114
Email: machi@town.takanezawa.tochigi.jp

栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺 2384-31
移住・定住・創業支援センター
TEL　028-612-5771
Email: creators@beach.ocn.ne.jp

高根沢町
ホームページ

クリエイターズ
デパートメント
instagram

LOCAL GOURMET
高根沢ローカルグルメ

認定GUIDE

- ●高根沢ローカルグルメとは
- ●認定特典
- ●申請の流れ
- ●認定の基準

Q. 高根沢ローカルグルメとは？

高根沢産の農畜産物を使用していることが「一目」でわかるようにする認定制度です。
旅行先でお土産を買うなら、「その土地で生産されたものを使用している」「その土地で製造されている」商品を選びたいですよね。でも、食品表示を見ないとその土地ならではの商品かわからない、なんてことはありませんか？
そんな「高根沢ならではの商品」を視覚的にわかるようにするのが、高根沢ローカルグルメ認定制度です。

認定されるといいこといっぱい

認定特典

01 公式ロゴマークの使用

認定商品に限り、ローカルグルメのロゴマークを使用することができます。
認定証の交付時に、認定申請書に記載されているメールアドレスへロゴマークデータを提供します。
商品パッケージやシールなど、ガイドラインの範囲内で自由にご利用ください。
※ロゴマークのシール提供は終了しました。

02 のぼり旗の提供

屋外での宣伝に使用できるのぼり旗を提供します。
認定証の交付時に希望調査を行いますので、提供希望の有無をご回答いただきます。



※イラストはイメージです。

03 商品カードの提供

屋内（商品棚）での宣伝に使用できる商品カードを提供します。
商品名や価格、原材料で使われている高根沢産の農畜産物やPRポイントなどを記入してご利用ください。



04 イベントや特設販売

町主催のイベント等で認定商品の活用を後押しします。
また道の駅等町内拠点施設と連携しての特設ブースを設置するなどの展開を予定しています。



05 マッチング支援

希望者のみ『商談シート』をご提出いただきます。提出された商談シートは役場内で共有し、イベントのノベルティや記念品、手土産等のニーズに担当課がハブとなってマッチングを支援します。また道の駅などの町内拠点施設にもこの商談シートを提供します。



06 情報発信

町のホームページへの掲載や、SNSでの情報発信、フライヤーなどの媒体を通じて消費者へ情報を発信します。



申請の流れ

1. 申請書の提出

『高根沢ローカルグルメ認定申請書』

品名や材料、産地、こだわりやPR事項等を記入し、開発品の写真を添付して提出してください
提出先は移住・定住・創業支援センター、もしくは町商工観光課へ
※認定申請書は、町ホームページからのダウンロード、移住・定住・創業支援センターか商工観光課で入手可能です

2. 審査

提出された認定申請書をもとに、基準を満たしているか審査を行います

3. 認定書の交付

『高根沢ローカルグルメ認定書』

認定の証明として認定書を送付します。ロゴマークデータも併せて提供しますので、ガイドラインの範囲内で自由にご利用ください

4. 販促グッズ希望等調査回答や商談シートの提出

販促グッズ提供の希望等調査にご回答ください
商談シートをご提出いただくと道の駅等の町内拠点施設に商品情報を提供します

5. 販促グッズの納品・PR

販促グッズ納品後は認定商品のＰＲにご活用ください。
ご自身のＳＮＳでも高根沢ローカルグルメのＰＲをお願いします

NEW 6. 認定商品情報の更新

毎年、商品の変更や販売終了がないか確認を行いますので、現況をご回答ください

ローカルグルメ認定の基準

❶ 必須要件	1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）などの関係法規を遵守していること。 2 業界での製造基準又は表示基準を満たしていること。 3 公序良俗に反するものでないこと。 4 他の認定者の批判その他協力体制に支障のある行為を行わないこと。	
❷ 品目別定義	品目	定義
	(1) 高根沢ちゃんぽん	高根沢ちゃんぽん普及会の定める定義による
	(2) 高根沢焼ちゃんぽん	高根沢ちゃんぽん普及会の定める定義による
	(3) 高根沢お米スイーツ・パン	高根沢産の米を使用したスイーツ又はパンであること
	(4) 高根沢ジェラート	高根沢産の農産物を原材料として使用したジェラートであること
	(5) 高根沢フード	高根沢産の農産物を原材料として使用した市販用の加工食品（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第1に掲げるものをいう。）であること
	(6) 町長が特に適当と認めたもの	高根沢町の広報につながる事業を実施している実績があり、高根沢町の地域経済の活性化及び産業振興につながるものであると町長が認めたものであること

備考　品目別定義においては品目欄の (1) ～ (6) のいずれかの定義を満たすこと